

差 止 請 求 書

2026（令和8）年1月24日

〒150-0043

東京都渋谷区道玄坂1-16-6 二葉ビル8b

株式会社オアシス 御中

〒320-0024

栃木県宇都宮市中今泉2丁目7番19号

適格消費者団体

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク

理事長 山 口 益 弘

TEL/FAX 028-678-8000

Eメール cont@tochigilink.org

当法人は、不特定かつ多数の消費者の利益のために、不当条項や不当勧誘等の是正に向けて、活動を行っているNPO法人であり、内部組織として、弁護士、消費生活相談員など消費者問題に関する専門委員を構成員とする委員会を有しております。2019（令和元）年6月26日に、内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けています。

当法人は、貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として、本差止請求書を送付いたします。本書面が貴社に到達すべき時期から1週間を経過した後は、消費者契約法の定める差止請求に係る訴えを提起することができます。

つきましては、本差止請求書に対し、前記期間内に、文書にて貴社のご対応をご回答ください。本差止請求書及び貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法に基づき、当法人において公表させて頂く可能性があることを申し添えます。

1 請求の要旨

貴社の使用するレンタルサーバー利用規約第13条の下記条項について、削除を求めます。

記

「初心者アフィリエイト応援プラン」の最低利用期間内に利用者が利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合も、プラン特典適用外となります。その場合も弊社が指定した日までに初期設定費用を一括で支払うものとします。

2 紛争の要点

(1) 本件規定13条後段の差止請求の根拠条文

本件規定13条後段は、「最低利用期間内に利用者が利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合も、プラン特典適用外となります。その場合も弊社が指定した日までに初期設定費用を一括で支払うものとします。」とあり、「当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項」（消契法9条1項2号）である。

(2) 消契法9条1項2号に該当する理由

ア プラン適用外となる場合の不利益

初期設定費用9万9000円が発生することのほか、月額利用料が9800円から1万6800円となることである。

イ 本件規定第15条（遅延利息）では、「利用者が利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合、利用者は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年率14.6%の割合で計算される金額を延

滞利息として、利用料金その他の債務と一括して、弊社が指定した日まで指定する方法で支払うものとします。」との規定がある。つまり、本件規定13条後段は、年率14.6%の割合で計算される金額を延滞利息と定める本件規定15条を超えて、さらに「利用料その他の債務を支払期日を過ぎてもなお履行しない場合」における損害賠償の予定又は違約金（以下、「違約金等」という。）を定めるものである。

しかしながら、消契法9条1項2号では、「当該消費者契約に基づき支払うべき金銭の全部又は一部を消費者が支払期日までに支払わない場合における損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、これらを合算した額が、支払期日の翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該支払期日に支払うべき額から当該支払期日に支払うべき額のうち既に支払われた額を控除した額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額を超える」場合には、当該超える部分につき無効であると規定している。

ウ したがって、前述のとおり、本件規定13条後段は、年率14.6%の割合で計算される金額を延滞利息と定める本件規定15条に超え、初期設定費用及び月額利用料と称して、違約金等を定めるものであることから、本件規定13条後段において定められた違約金等はその全部が消契法9条1項2号で定める違約金等の上限を超えるものであり、消契法9条1項2号により、本件規定13条後段は無効となるため、削除を求めます。

[訴えを提起する予定の裁判所]

宇都宮地方裁判所（控訴審、東京高等裁判所）